

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示	(医療課) 633
○保安林の指定予定の通知	(中丹広域振興局) ♪
○公共測量の終了	(用地課) 634

公 告	
○一般競争入札の実施	(医療課) ♪

○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課) 637
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所、山城南土木事務所) 638

公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	♪

告 示

京都府告示第443号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
京都府立医科大学 附属北部医療 センター	与謝郡与謝野町字男山481	令 6. 8. 5	令 9. 8. 4

京都府告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

舞鶴市字鹿原小字堤10101、10102、小字西ノ谷10103、10105から10116まで、10116の乙、10117の1

から10117の20まで、10117の22から10117の32まで、10118から10120まで、10120の乙、10121から10124まで、10124の乙、10125の1、10125の2、10223から10232まで、10233の1、10233の2、10234から10249まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字西ノ谷10103・10120の乙・10123（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
綾部市内久井町元屋敷7の5、8の2、8の3、9の1、8008、8008の1、8009
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
元屋敷8の2・8の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、綾部市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第446号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第443号）が令和6年3月29日終了した旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
相楽郡精華町全域

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府救急医療情報システム用機器賃貸借等業務一式
 - (2) 業務の仕様等
入札説明書及び京都府救急医療情報システム用機器賃貸借等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり
 - (3) 委託期間
契約日から令和12年5月31日まで
 - (4) 履行場所
仕様書に指示する場所
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部医療課
電話番号（075）414-4745
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付等
ア 交付期間
令和6年9月3日（火）から令和6年9月27日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とする。
イ 入手方法
窓口で交付するので、アの期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 資格審査の申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
 - (3) 公告日の属する年の9月1日において直前2営業年度以上の営業実績を有している者であること。
 - (4) 資格審査の申請書及びその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者であること。

(5) 審査基準日より起算して5年以内に、ネットワークを介してサーバと接続するパーソナルコンピュータ等の情報機器の設置、設定及び保守を含む賃貸借契約の履行完了実績を有すると認められる者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者であること。

(8) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止措置がされていない者であること。

4 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 入手方法

2の(2)のイに同じ。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(5) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、京都府が発行する府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 誓約書

オ 営業経歴書及び営業実績調査書

カ 情報機器の賃貸借契約に関する履行実績調査書

キ 取引使用印鑑届

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3について参加資格があると認定された者は、京都府救急医療情報システム用機器賃貸借等業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、5による資格審査の結果を通知した日から令和6年10月15日までとする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に掲げる資格のない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般

競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加することができないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

10 変更届

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

11 質問の受付・回答

入札者は、仕様書並びに契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知

又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

ア 提出日

令和6年9月12日（木）午後5時まで

イ 提出方法

ファクシミリ（ファクシミリ番号 075-414-4752）

ウ 提出場所

2の(1)に同じ（提出する場合は、必ずその旨を電話連絡すること。）。

(2) 回答

ア 回答書は、令和6年9月19日（木）までに京都府健康福祉部医療課ホームページに掲載する。

イ 質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年10月15日（火）午前10時

イ 場所

京都府庁西別館1階健康福祉部会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年10月11日（金）午後5時まで（必着）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、入札者等が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者等並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

入札に係る落札者の決定は、令和6年10月16日付で行うものとする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

16 その他

- (1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased:

Sets of leases of information equipment for the Kyoto Prefectural Emergency Medical Information System

- (2) Deadline for bid submission by post:

5:00 PM on Friday October 11, 2024

- (3) Bid opening:

10:00 AM on Tuesday October 15, 2024

Place of meeting:

West Annex 1st Floor Department of Health and Welfare Conference Room, Kyoto Prefectural Government Building

- (4) Contact point for the notice:

Medical Care Division, Kyoto Prefectural Government

85-3, Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-4745

精華町から相楽都市計画地区計画（光台地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年9月3日

京都府知事 西脇 隆俊

精華町から相楽都市計画地区計画（祝園駅西地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年9月3日

京都府知事 西脇 隆俊

精華町から相楽都市計画地区計画（祝園駅東地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年9月3日

京都府知事 西脇 隆俊

公 安 委 員 会

精華町から相楽都市計画地区計画（狛田駅東地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

精華町から相楽都市計画地区計画（祝園一ノ間地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年9月3日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市八幡山田91の1
（関連区域）
八幡市八幡水泊34の1、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市東古森55の1
古川 雅広
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市加茂町里中門伝92の一部、93、94
（関連区域）
木津川市加茂町里中門伝124の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
木津川市加茂町里中門伝40の2
柳原 庸二

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年9月3日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

ターゲット情報システム及び関係性分析システムの賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年2月28日まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2253

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部刑事部犯罪情報分析課

電話075-451-9111 内線4062

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和6年9月3日（火）から令和6年9月30日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 入札説明書

a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(イ) 仕様書

アの期間の午前9時から午後5時まで（正午

から午後1時までの間を除く。)に、(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」一小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和6年9月3日(火)から令和6年9月13

日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和6年10月16日(水)午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年10月15日(火)

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease of Target Information System and Relationship Analysis System, Iset

(2) The time, date and place for tender

10:00 AM, Wed., October 16th, 2024

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Tue., October 15th, 2024

(4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 AM, Wed., October 16th, 2024

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural

Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550

Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550

Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2253